平成２６年（フ）第２４０３号
札幌市清田区北野２条２丁目23番15号　シャトーリヨン202号
債務者　高谷　昌紀
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４０４号
札幌市清田区北野２条２丁目23番15号　シャトーリヨン202号
債務者　高谷　圭子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
北海道江別市４条２丁目９番地の４
債務者　柾木　宏美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０号
札幌市東区北21条東６丁目１番38―302号
債務者　近藤　拓也
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
札幌市北区新琴似６条９丁目１番１号　フィオーレ新琴似Ⅰ105号
債務者　山岸美千代（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８号
札幌市北区北27条西14丁目４番18号　三橋幸子方
債務者　梅野　佳恵
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６号
札幌市西区西町南21丁目４番15―603号
債務者　村端　則子（旧姓神津）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６５号
札幌市厚別区厚別西２条４丁目２番26号　親星マンション２階７号
債務者　森脇　孝治
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８３号
札幌市中央区南７条西14丁目２番21―1002号
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３号
北海道千歳市春日町１丁目１番13号　セントラル春日ハイツ１Ｂ号
債務者　田中　忠之
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
北海道虻田郡倶知安町南４条東１丁目８番地３　道営南４条団地106号室
債務者　桜間　　恵
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第６号
岩手県久慈市長内町第45地割100番地８、前住所岩手県久慈市門前第１地割71番地　プラシードウーノ203
債務者　木下　伴美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第５５号
秋田県仙北市角館町上菅沢２番地73
債務者　木村賀津江
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１９号
群馬県前橋市田口町1225番地１　Ｇ―115号
債務者　秋田　一樹
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
群馬県前橋市総社町植野541番地８　ナヌムＩＷＡＯ305号
債務者　吉田　真仁
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町893番地２新正ビル201
債務者　川井　貞夫（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６号
群馬県前橋市中内町261番地
債務者　廣田さゆみ
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係